

「子どもの貧困対策」および「子どもの権利」の周知啓発について

◎ 趣旨

本年3月に策定した「第2次宮っこ子育て・子育て応援プラン（以下「応援プラン」という。）」における「子どもの貧困対策」及び「子どもの権利」の正しい理解のためのパンフレットを作成し、広く市民に周知啓発することから報告するもの

1 経緯

(1) 「子どもの貧困対策プロジェクト」

平成30年度に実施した「子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査」により、「関係性の貧困」は親から子へ連鎖し、子どもが将来、「経済的貧困」になりやすい傾向があることが明らかになったことから、現在の子どもにおける「関係性の貧困」を断ち切ることで、子どもの将来の「経済的貧困」を断ち切れるよう、「関係性の貧困」についての周知啓発をはじめ、「関係性の貧困」にある子どもやその親に対する支援を行う「子どもの貧困対策プロジェクト」を設定し、推進している。

(2) 「子どもの権利を守る取組の充実強化」

本市において、「子どもの権利についての普及・啓発」の充実強化として、小中学校におけるいじめ対策の充実及び学校・家庭・地域が一体となった取組や人権啓発活動などを行っているところであるが、国においては、児童福祉法の度重なる改正により、児童虐待対策が強化されてきたものの、児童虐待の件数は増加の一途をたどっていることから、令和元年度に児童虐待防止法が改正され、しつけと称した“親の体罰の禁止”が明記されるなど、子どもの権利を尊重する意識づくりが求められている。

⇒「応援プラン」の「基本施策」に新たに「家庭に寄り添う支援による児童虐待の防止」と「子どもの権利を尊重する意識づくりの推進」を設定したところである。

2 目的

「関係性の貧困」や、子どものしつけと称した体罰や虐待防止など「子どもの権利」について、市民に周知効果のある内容を掲載し、周知啓発の時期を逸することなく、広くそして正しく周知を行うため、市民にとってわかりやすいパンフレット（A3二つ折り等）を作成し、市民の意識醸成を図る。

3 対応

(1) 内容（別紙4「パンフレット」のとおり）

〔構成〕

○表紙（1ページ） 周知目的

○中折（2～3ページ） 「関係性の貧困」について

・生活実態調査における「関係性の貧困」の本市の現状および特筆すべき結果や、調査より導き出された「関係性の貧困」を防ぐ取組についてわかりやすく周知する。

